

第5期 筑後市障害福祉計画

第1期 筑後市障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

筑後市

目次

1 本計画について	1
2 本計画の期間	1
3 サービスの提供に関する基本的な考え方	2
4 平成32年度の目標設定	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
(2) 地域包括ケアシステムの構築	4
(3) 地域生活支援拠点等の整備	5
(4) 福祉施設から一般就労への移行	6
5 障害福祉サービスと相談支援の必要な量の見込み 及びその見込み量の確保のための方策.....	7
(1) 訪問系サービス	7
(2) 日中活動系サービス	9
(3) 居住系サービス	12
(4) 相談支援	13
6 地域生活支援事業の見込み及び確保のための方策	14
7 障害児支援の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込み量の確保のための方策.....	19
(1) 障害児通所支援	19
(2) 障害児相談支援	21
(3) 見込量を確保するための方策	21

1 本計画について

この計画である「障害福祉計画」は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』第88条の規定に基づき、障害者福祉施策の充実を図るために市町村に策定が義務付けられているものです。『児童福祉法』第33条の20に基づき、障害のある子どもの支援の提供体制を計画的に確保するために策定する「障害児福祉計画」と一体的に策定します。

これら「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の上位計画として、『障害者基本法』11条3項に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項について定める「障害者基本計画」があります。

この計画の基本的な考え方は「障害者基本計画」に沿い、国・県の動向やこれまでの各年度における障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、平成32年度までの数値目標や各サービス等の見込み量を設定し、障害者福祉施策の充実を図るために策定するものです。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

2 本計画の期間

計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

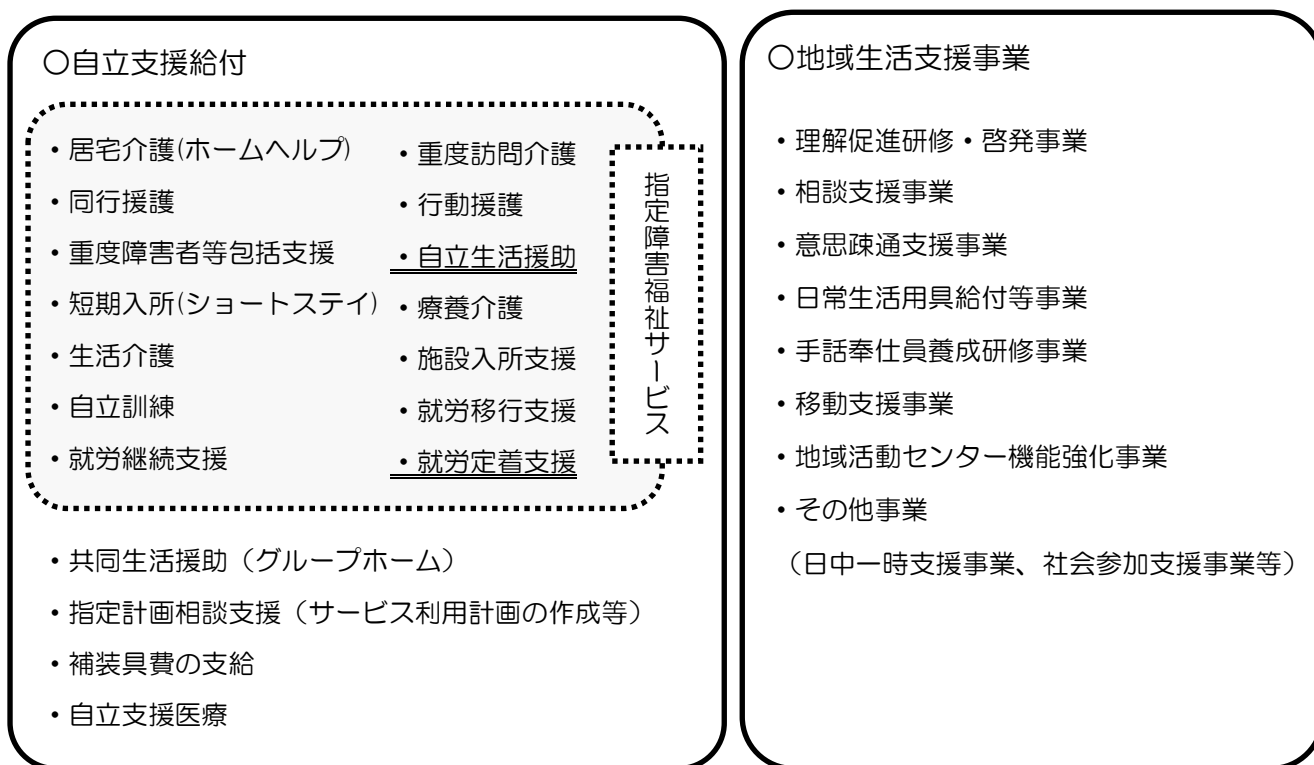
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
筑後市障害福祉計画 (第3期)			筑後市障害福祉計画 (第4期)			筑後市障害福祉計画 (第5期) 筑後市障害児福祉計画 (第1期)		

3 サービスの提供に関する基本的な考え方

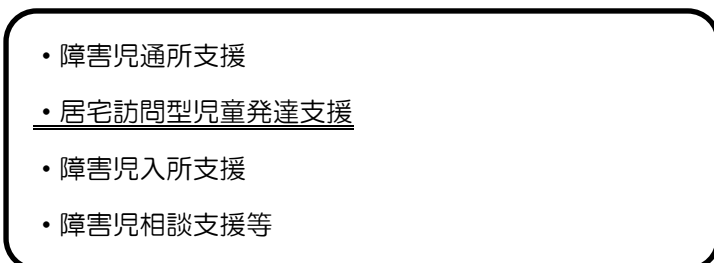
平成32年度の目標及びサービスの見込量は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針及び県の計画に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めるものです。

なお、サービス提供の体系は、次のとおりです。

■障害者総合支援法に基づくサービス体系



■児童福祉法に基づくサービス体系



・下線のあるサービスは、平成30年4月1日から始まる、新規のサービスです。

4 平成32年度の目標設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者が、自立訓練などのサービスを利用することによって、グループホームや自宅などに移行し地域の中で暮らすことをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや自宅などへ移行する方の、平成32年度末までの数値目標を設定します。

【国の基本指針に基づく考え方】

平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとし、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本としています。

目標値の設定については、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とします。

【筑後市の考え方】

国の基本指針に示された考え方に基づき、平成32年度末には6人が地域生活へ移行、施設入所者数は80人とすることを目標とします。

項目	数値	備考
基準年度入所者数(A)	86人	平成28年度末時点の入所者数です。
平成32年度末入所者数(B)	80人	平成32年度末時点の入所者数の見込みです。
【目標値】 削減見込(A-B)	6人	平成32年度末時点での入所者数は平成28年度末時点の入所者数と同数とします。
【目標値】 地域生活移行者数	6人	平成32年度末までの入所者の地域生活への移行者数です。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【国の基本指針に基づく考え方】

平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーションなどにおいて精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えありません。

【筑後市の考え方】

平成32年度末までに、自立支援協議会を活用した保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	数値	備考
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	1回	—
【目標値】 平成32年度の保健、医療、福祉関係者による協議の場	1回	—

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」の課題などに対して、地域で生活するための居宅支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）である地域生活支援拠点等の整備について関係機関などと協議し、障害者の生活を地域全体で支える仕組みを構築します。

【国の基本指針に基づく考え方】

平成32年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は圏域などに少なくとも一つ整備することを基本としています。

【筑後市の考え方】

地域生活支援拠点等については、八女市・筑後市・広川町による圏域で整備することとし、平成30年度から事業を開始します。

項目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1 施設	—
【目標値】 平成32年度の 地域生活支援拠点等の整備	1 施設	—

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設に通所している障害者が、就労移行支援事業などのサービスを利用することにより、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう体制を支援し、障害者の福祉施設から一般就労への移行をめざします。こうした取り組みを踏まえ、障害者の福祉施設から一般就労へ移行する方の、平成32年度末までの数値目標を設定します。

【国の基本指針に基づく考え方】

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上めざすものとします。

【筑後市の考え方】

国の指針や県の考え方を基本とし、本市の状況を踏まえて目標値を設定します。引き続き就労支援事業を推進し、福祉施設から一般就労への移行をめざすとともに、就労定着を支援します。

項目	数値	備考
基準年度の 一般就労移行者数	1 人	平成28年度において福祉施設から一般就労へ移行した者の数です。
【目標値】 平成32年度の年間 一般就労移行者数	2 人	平成32年度において福祉施設から一般就労へ移行する者の数です。

項目	数値	備考
平成28年度末の 利用者数	10 人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用していた者の数です。
【目標値】 平成32年度末の就労移行支 援事業の利用者数	15 人	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数です。

5 障害福祉サービスと相談支援の必要な量の見込み 及びその見込み量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受け、日常生活における介護などを受けるサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、移動時及び外出先において必要な支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等に対して、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害者等であって、その介護の程度が著しく高い人に対して、障害福祉サービスを包括的に提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込み】

サービス名	第4期実績	第5期見込み		
	28年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	80人	86人	94人	102人
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護	2,049	2,440	2,715	2,990
重度障害者等包括支援	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月

*各年度3月利用実績及び見込み

【見込量を確保するための方策】

現在の利用実績を基に見込量を算出していますが、障害者の高齢化とともに、居宅介護の増加が見込まれます。今後も、市内だけでなく近隣市の事業所を含め、安定したサービス提供基盤の確保と、利用に関する情報提供に努めるとともに、高齢者と障害者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするために平成30年度より新たに位置づけられた共生型サービスの推進等により、必要な支援の確保に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設などで昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援（平成30年4月～）、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

【サービスの概要】

サービス名		内容
介 護 給 付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が、病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 （機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 （身体障害者を対象とします。）
	自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。 （知的障害者・精神障害者を対象とします。）
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労継続支援 （A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続支援 （B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では、企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象にします。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込み】

サービス名	第 4 期実績	第 5 期見込み		
	28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	120 人 2,531 人日分	125 人 2,625 人日分	130 人 2,730 人日分	135 人 2,835 人日分
療養介護	9 人	10 人	10 人	10 人
短期入所	36 人 157 人日分	38 人 190 人日分	40 人 200 人日分	42 人 210 人日分
自立訓練 (機能訓練)	3 人 61 人日分	3 人 69 人日分	3 人 69 人日分	3 人 69 人日分
自立訓練 (生活訓練)	3 人 55 人日分	6 人 114 人日分	6 人 114 人日分	6 人 114 人日分
就労移行支援	11 人 217 人日分	11 人 220 人日分	13 人 260 人日分	15 人 300 人日分
就労継続支援 (A型)	65 人 2,531 人日分	70 人 1,400 人日分	72 人 1,440 人日分	74 人 1,480 人日分
就労継続支援 (B型)	128 人 2,242 人日分	130 人 2,340 人日分	135 人 2,430 人日分	140 人 2,520 人日分
就労定着支援	—	3 人	3 人	3 人

* 各年度 3 月利用実績及び見込み

* 人日分とは、1 ヶ月間に必要とされるサービス提供延利用者数

【見込量を確保するための方策】

生活介護については、障害者の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。

雇用・就労の促進に向けては、就労継続支援A型・B型はともに利用者数が伸びている一方、就労移行支援の利用者数は横ばいという現状ですが、就労継続支援事業所等の関係機関との連携促進により、引き続き就労移行支援、就労継続支援を推進します。また、新たに創設された就労定着支援の周知・啓発、サービス提供支援により、一般就労へ移行した障害者の職場定着の促進を図ります。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設などで住まいの場としてのサービスを行います。
自立生活援助（平成30年4月～）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込み】

サービス名	第4期実績	第5期見込み		
	28年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	—	3人	4人	5人
共同生活援助	52人	53人	54人	55人
施設入所支援	86人	82人	81人	80人

* 各年度3月利用実績及び見込み

【見込量を確保するための方策】

障害者の円滑な地域生活への移行に向けて、自立生活援助に関する必要な情報の提供、サービスの提供支援に努めます。

共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な役割が期待されますので、サービス事業者との連携を促進するとともに、提供体制の確保について検討します。

施設入所支援については、障害支援区分に基づき、施設入所が必要な方が入所できるよう支援します。

(4) 相談支援

相談支援は、地域の障害者の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービス事業所との連絡・調整を行うサービスです。相談支援には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人を対象として、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。 また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して計画の見直し、変更等を行います。（モニタリング）
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者が、地域生活に移行するために必要な居住の確保やサービス事業所等へ移動する際の同行支援などを行います。
地域定着支援	常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急時に対応等の支援を行います。

【相談支援提供量の実績及び見込み】

サービス名	第4期実績	第5期見込み		
	28年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	406人	420人	440人	460人
地域移行支援	0人	1人	2人	3人
地域定着支援	0人	1人	1人	1人

*各年度3月利用見込み

【見込量を確保するための方策】

障害者が必要な福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるよう、各サービス事業者や相談支援事業者との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

6 地域生活支援事業の見込み及び確保のための方策

【各事業の概要】

事業名	実施に関する考え方
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
イ 地域自立支援協議会	部会の設置、関係機関との連携を図りながら、地域自立支援協議会の充実をめざします。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。
③ 成年後見制度利用支援事業	今後のサービス需要の把握を進めます。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、音声言語機能の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置と手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。
(3) 日常生活用具給付等事業	重度障害者(児)に対し、下記用具の購入費の助成を行います。
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害者(児)の身体介護を援助する用具や、障害児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者(児)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑤ 排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害者(児)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
⑥ 居宅生活動作支援用具(住宅改修費)	障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

事業名	実施に関する考え方
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための個別的な支援を行います。
(5) 地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障害者の地域生活を支援します。
① 基礎的事業	利用者に対して、創作的活動や生活活動の機会の提供などの基礎的な支援を行う事業を実施します。
② 機能強化事業	基礎的な事業の機能強化を図るため、地域生活支援センターⅠ型事業及びⅢ型事業を実施します。
(6) その他の事業	
① 訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。
② 更生訓練費給付事業	就労移行支援など訓練のために施設に入所している障害者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。
③ 生活支援事業	
ア 生活訓練等事業	知的障害者を対象とする料理教室、聴覚障害者を対象とする情報教室を開催します。
④ 日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場の確保と、障害者等を介護している家族の一時的な休息のための、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
⑤ 障害者福祉啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、研修・啓発活動を行います。
⑥ 自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
⑦ 地域移行のための安心生活支援事業	障害者のための地域生活支援拠点を整備し、24時間、365日対応のコーディネーターを配置します。また、保護者の急病等の場合で短期入所等の利用が困難な場合にコーディネーターの調整のもとに緊急的な一時預かりを実施します。
⑧ 社会参加促進事業	
ア スポーツ・レクリエーション教室開催事業	知的障害者を対象とするスポーツ・レクリエーション教室を開催します。
イ 点字・声の広報等発行事業	市の広報紙の点字版、音声版を発行します。
ウ 奉仕員養成研修事業	手話講習会を実施します。
エ 自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【各事業の実績及び見込み】

事業名	第4期実績	第5期見込み			
	28年度	30年度	31年度	32年度	
(1) 相談支援事業					
① 相談支援事業					
ア 障害者相談支援事業 (箇所)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
イ 地域自立支援協議会 (実施有無)	有	有	有	有	
② 市町村相談支援機能強化事業 (実施有無)	有	有	有	有	
③ 成年後見制度利用支援事業 (実施有無)	有	有	有	有	
(2) コミュニケーション支援事業					
ア 手話通訳者設置事業 (設置者数)	1人	1人	1人	1人	
イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (利用者数)	30人	30人	30人	30人	
(3) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具 (給付件数)	3件	5件	5件	5件	
② 自立生活支援用具 (給付件数)	5件	10件	10件	10件	
③ 在宅療養等支援用具 (給付件数)	8件	10件	10件	10件	
④ 情報・意思疎通支援用具 (給付件数)	7件	8件	8件	8件	
⑤ 排泄管理支援用具 (給付件数)	375件	380件	380件	380件	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費給付件数)	0件	1件	1件	1件	
(4) 移動支援事業	利用人数	78人	80人	80人	80人
	延利用時間	5,014 時間	5,550 時間	5,550 時間	5,550 時間

事業名		第4期実績	第5期見込み		
		28年度	30年度	31年度	32年度
(5) 地域活動支援センター					
① 基礎的事業	箇所 利用人数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		51人	55人	55人	55人
② 機能強化事業(箇所)		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
(6) その他の事業					
① 訪問入浴サービス事業 (利用人数)		3人	4人	4人	4人
② 更生訓練費給付事業 (利用人数)		0人	0人	0人	0人
③ 生活支援事業					
ア 生活訓練等事業 (開催回数)		3回	5回	5回	5回
④ 日中一時支援事業 (利用人数)		19人	20人	20人	20人
⑤ 障害者福祉啓発事業		1回	1回	1回	1回
⑥ 自発的活動支援事業		3団体	3団体	3団体	3団体
⑦ 地域移行のための 安心生活支援 事業	地域生活支援拠点	—	1箇所	1箇所	1箇所
	緊急一時的な宿泊 事業	—	1回	1回	1回
⑧ 社会参加促進事業					
ア スポーツ・レクリエーション教 室開催等事業 (開催回数)		2回	2回	2回	2回
イ 点字・声の広報等発行事業 (発行回数)		24回	24回	24回	24回
ウ 奉仕員養成研修講座 (講座数)		1講座	1講座	1講座	1講座
エ 自動車運転免許取得・改造助成 事業 (利用件数・(延))		3件	3件	3件	3件

* (4) 移動支援事業の利用者数、(6) その他の事業④日中一時支援事業の利用者数は各年度3月の実績及び見込み

* (3) ⑤排泄管理支援用具の件数は、2ヵ月分を1件とする。

【見込み量確保の方策】

相談支援事業を始めとする地域生活支援事業の役割は大きく、相談支援事業がより円滑に実施できるためには自立支援協議会の機能化と活用が有効であるため、引き続き関係機関と各事業所など関係者が参加する自立支援協議会の活動を通じて、関係者相互の連携・協力により、障害者が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

また、地域の相談支援の中核的な役割を果たす基幹型相談支援センターの設置についても引き続き検討を行います。

また、他の地域生活支援事業についても柔軟に対応できるよう、今後も関係機関と連携をとりながら検討していきます。

7 障害児支援の種類ごとの必要な量の見込み

及びその見込み量の確保のための方策

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童発達支援センターなどに障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした事業です。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（平成30年4月～）があります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、この障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
医療型児童発達支援	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、この障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導、訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障害がある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な、重症心身障害などの重度の障害のある児童に対し、児童の居宅を訪問し、日常生活における動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

【障害児通所支援提供量の実績及び見込み】

サービス名	第4期実績	第5期見込み		
	28年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	24人 211 人日分	30人 270 人日分	40人 360 人日分	50人 450 人日分
医療型児童発達支援	0人 人日分	1人 10 人日分	1人 10 人日分	1人 10 人日分
放課後等デイサービス	78人 1,265 人日分	90人 1,080 人日分	100人 1,200 人日分	110人 1,320 人日分
保育所等訪問支援	7人 9 人日分	15人 30 人日分	17人 34 人日分	19人 38 人日分
居宅訪問型児童発達支援	—	1人 10 人日分	1人 10 人日分	1人 10 人日分

* 各年度3月利用実績及び見込み

* 人日分とは、1ヵ月間に必要とされるサービス提供延利用者数

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する際に、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を作成します。

また、作成後は一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直し・変更を行います。

【障害児相談支援提供量の実績及び見込み】

サービス名	第4期実績	第5期見込み		
	28年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	121人	120人	140人	160人

*各年度3月利用実績及び見込み

(3) 見込量を確保するための方策

地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況に応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画の作成のための情報の発信等を行っていきます。

また、療育が必要な児童が早期にサービスを利用開始できるよう、市役所内の関係部署（福祉課、子育て支援課、学校教育課、健康づくり課）で連携をとり、療育を必要とする児童の早期発見に努めます。